

当文教厚生委員会に付託された案件については、9月6日の午後1時30分から、全員協議会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第56号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金返還金について、申請数が見込みよりも少なかった要因は何か。とに対し、

交付申請時には、国の推計に基づき対象者数を積算しましたが、実際の申請者数が推計値を下回ったことによります。とのこと。

新型コロナウイルスワクチン接種事業について、本補正予算は何月分までの費用を計上するものか。とに対し、

本年10月から令和4年2月までの予算を計上するものです。とのこと。

同事業について、本補正予算にクーポンの発送に係る費用は含まれているか。とに対し、

過去の補正予算にて、全市民分のクーポン券の発送に係る費用を計上しているため、本補正予算では計上していません。とのこと。

同事業のうち、ワクチン等管理委託料について、過去の同様の補正予算額と比べ、実施期間が長い割に予算額が少ない理由は何か。とに対し、

今後は、ワクチンの接種対象者が減少するため、接種を行う個別医療機関も減らしていく方針です。それに伴い、ワクチンの移送に係る費用が減少することによります。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第57号、議案第58号及び議案第65号の3議案については、

それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、議案ごとに採決した結果、3議案とも、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第66号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

指定管理者の公募はどのように行ったか。とに対し、

公募内容をホームページで公開したことと、公募内容の現地説明会を実施しました。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第67号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

指定管理者に応募した事業者のうち、県内の事業者はあったか。とに対し、

県内の事業者からも応募がありました。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第68号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

指定管理者に応募した事業者のうち、県内の事業者はあったか。とに対し、

県内の事業者からも応募がありました。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。